

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験問題

下記の問題は一般旅客自動車運送事業に関する記述です。
正しいものには○、誤っているものには×を回答欄に記入して下さい。
また、()内にあてはまる語句を、下のA, B, Cから選んで回答欄に記号で記入して下さい。

1. 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。

道路運送法第2条第3項 回答 (×)

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

道路運送法第8条 回答 (○)

3. 貸切バス事業を営営するためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。

道路運送法第4条 回答 (○)

4. 道路運送法は、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするを目的としており、利用者の利益の保護・増進は目的としていません。

道路運送法第1条 回答 (×)

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければなりません。

道路運送法第11条 回答 (×)

6. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業です。

道路運送法第3条 回答 (○)

7. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はありません。

旅客自動車運送事業運輸規則第42条 回答 (×)

8. 一般貸切旅客自動車運送事業の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が50㎡大きくなりました。
この場合、事業計画変更の手続きが必要です。

道路運送法第15条、道路運送法施行規則第4条及び第15条及び15条の2 回答 (○)

9. 一般旅客自動車運送事業者は、通常、運送の申込みを受けた順序で旅客の運送を行わなければなりません。

道路運送法第14条 回答 (○)

10. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、貸切バス事業に限り許可を受けることができます。

道路運送法第7条第1項 回答 (×)

11. 道路運送法において一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されています。

道路運送法第30条第3項 回答 (○)

12. 一般貸切旅客自動車運送事業の標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者（一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を結ぶ者）の負担となっています。

一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款 回答 (○)

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。

道路運送法第43条の15 回答 (○)

14. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第47条 回答 (○)

15. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

道路運送法第22条 回答 (○)

16. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要です。

道路運送法第29条 回答 (×)

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合があります。

道路運送法第40条 回答 (○)

18. 安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であれば、要件を備えていない者でも選任することができる。

道路運送法第22条の2 回答 (×)

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は営業所ごとに最低1名の運行管理者を選任する義務がありますが、事業用自動車30両以上の営業所では、事業者の判断により運行管理者の数を増やす必要があります。

道路運送法第23条 回答 (×)

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者はその事業を廃止したときは、その日から30日以内に届け出なければならない。

道路運送法第38条 回答 (×)

21. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、省令に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規定の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3 回答 (○)

22. 旅客自動車運送事業者は、早朝の出庫で運行管理者が出勤できない等のやむを得ない場合を除き、点呼は対面で実施しなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第24条 回答 (×)

23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2 回答 (×)

24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

道路運送法第20条 回答 (○)

25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理者を補助する者を選任した場合はこの限りではない。

旅客自動車運送事業運輸規則第68条 回答 (×)

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければなりません。

道路運送法第22条の2第1項 回答 (○)

27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡契約を締結すれば、一般貸切旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させることが出来ます。

道路運送法第33条 回答 (×)

28. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。
この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 回答 (○)

29. 道路運送法関係法令では、旅客自動車運送事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されていますが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていません。

旅客自動車運送事業運輸規則第2条 回答 (×)

30. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運送終了後に国に報告します。

道路運送法第9条の2

回答 (×)

31. 乗務記録の保存期間は () 間となっています。

A, 6ヶ月 B, 1年 C, 2年

旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項

回答 (B)

32. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、() 歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

A, 60 B, 65 C, 70

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項

回答 (B)

33. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を () 選任しておかななければならない。

A, 常時 B, 必要に応じ C, 需要の繁閑に応じ

旅客自動車運送事業運輸規則第35条

回答 (A)

34. 旅客自動車運送事業者は、輸送実績報告書を毎年 () までに行政庁に提出しなければならない。

A, 4月30日 B, 5月31日 C, 6月30日

旅客自動車運送事業等報告規則

回答 (B)

35. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、() 日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務があります。

A, 50 B, 100 C, 150

旅客自動車運送事業等報告規則

回答 (B)

36. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を () により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

A, 乗務記録 B, 運行記録計 C, 運行指示書

旅客自動車運送事業運輸規則第26条

回答 (B)

37. 一般貸切旅客自動車運送事業者に用いる事業用自動車は、() ごとに定期点検整備を実施しなければならない。

A, 1ヶ月 B, 3ヶ月 C, 6ヶ月

道路運送車両法第48条

回答 (B)

38. 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して () 保存しなければならない。

A, 6か月間 B, 1年間 C, 3年間

旅客自動車運送事業運輸規則第3条

回答 (B)

39. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ ）ごとに運行指示書を作成しなければならない。

A, 運転者 B, 車両 C, 運行
旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2 回答 (C)

40. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の（ ）を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えておかなければならない。

A, 履歴書 B, 乗務員台帳 C, 乗務員証
旅客自動車運送事業運輸規則第37条 回答 (B)

【事業者名： 役職： 氏名： 】